

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 28 日

四万十市長 山下 元一郎



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
利岡 集 12	四万十市利岡字西カヂンボヲ 2113-1 四万十市利岡字ヌタノ森 2133 四万十市利岡字東山 2089、2091	222-4-1 222-4-18 222-4-19 222-4-20 222-4-22 225-1-11	山林	0.85	2025 年 10 月 28 日から 2031 年 3 月 31 日まで	
利岡 集 13	四万十市利岡字西ヲカメ谷 2292、 2293	223-1-8 223-1-9	山林	0.82	2025 年 10 月 28 日から 2031 年 3 月 31 日まで	

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。